

補註

すでに指摘した拙稿『文久の修陵』の『悪評』では、本文で紹介した三点の史料の他にも、あと一点戸田忠至に対する非難の史料を紹介している。『文久の修陵』の『悪評』を著した段階ではこれでひとまず関連する史料は網羅したかと判断したのであるが、近年刊行された研究書の中に、戸田忠至への批判の史料が紹介されたので以下にみることにしたい。ただしこれは、本文でみている文久三年七月より後の史料である。

佐藤隆一著『幕末期の老中と情報―水野忠精のよる風聞探案活動を中心に―』（思文閣出版、二〇一四年六月）は、「第五章元治の庶政委任と老中の往復書簡」で、首都大学東京図書館所蔵水野家文書から『秘翰』に注目した。その中の三番は「宇都宮藩による山陵修復工事と将軍家茂の位階昇進について」を取り上げたものである。年代は元治元年四月四日、差出人が牧野忠恭（老中、備前守）、井上正直（老中、河内守）・板倉勝静（老中・伊賀守）、受取人が松平直克（政事総裁職・大和守）・酒井忠績（老中・雅楽頭）・水野忠精（老中・和泉守）、つまり江戸留守老中から滞京幕閣に宛てたもので、戸田忠至に対する辛辣な文言が連なっている（二一七頁）。ただし、佐藤著では関連箇所を部分的に引用するに過ぎないので、同史料の全体を取録する日本史籍協会編『野史臺日本史籍協会叢書別編六書翰一』（東京大学出版会、昭和四十八年七月）から当該部分を紹介する。

一御着早々御転任如何の御次第哉と実は心痛仕候得共夫は兎も角も御位階御昇進は実に乍恐愕然嘆息仕候、其訳ハ必真の 叡慮より出候事とハ奉存兼候、全く戸田大和奸曲より出候義に相違無御座候、同人義公武の間御為を存込山陵御普請の義申出候得共俗に云大山師甚以可悪大不忠者急度御咎被仰付度位に存詰候得は大名の列に御取扱にても此未決して領知等被下問敷候、万々一以 叡慮被仰出候とも同列の場合其内情打明奏聞致し決て御請ハ難申上候、乍不肖僕御同列に被差加候内は暫て承服不仕候、前以急度申上置候、御譜代大名の家来の内に如此もの有之右の術中に御陥御心ならず御昇進被為在候段実は何とも申上様も無之奉恐入切齒憤懣に不堪候、外藩の面々など関東の御微力を嘲り可申と殆嘆息涕泣の外無御座候、併し六日の菖蒲無益の事ながら残念の餘り心底申述候、呉々於大和は決て御油断有之間敷事（一五八〜九頁）

詳細な検討はここでは省くが、ここでも戸田忠至は「奸曲」「大山師」「大不忠者」と酷評の限りを尽くされている。

御尊敬之廉も有之旁官家ニ於テ夫々御用掛被仰付専御取調有之候、乍去武辺之方も奉行無之間御指図不行届候間、越前守家族戸田和三郎江奉行被仰付古法式等都而御差図相成候間、右同人江万事問合差図ヲ請候様、但馬守一手ニテ御修覆有之間敷候、尤但馬守より役人并人夫差出候義者不苦候、且山陵外々々御修覆願出候而も猥ニ申付無之様、関東江可申置被仰聞則相達候処、雄略帝御陵御普請仕様之義ハ戸田越前守方へ可承合候、兼前秋元但馬守へ相達置候事候、且又以後外々々御修覆願出候而も素ら無謂猥ニ被仰付候義ハ御無之事候間、此段御両卿（原頭註、「両卿トハ伝奏ノコ」）江御達可申置旨年寄共（原頭註、「年寄トハ老中ノ

コ）申越候事

（文久二年十二月）

右ハ御老中ハ伝奏江申来所可代ハ転送江達候御書付也

なお、拙稿「江戸城多門櫓文書にみる『文久の修陵』（調布学園女子短期大学『調布文化』第八号、平成十年三月）の「一雄略陵修補と秋元藩による人夫献上」（一〇二～五頁）を参照。

- (19) 『山陵修補之顛末附参考書』「参考書甲号」甲第十一項（慶應義塾図書館所蔵（グーグルブックスを通じて閲覧））三十六頁。
- (20) 日本歴史地理学会編輯『皇陵』（仁友社、大正三年一月）（昭和五十一年九月に日本図書センターより復刻）所収（一五三～四頁）。
- (21) 拙稿『文久の修陵』の『悪評』三十二頁。
- (22) 『皇陵』所収（一五四～五頁）。
- (23) 拙稿『文久の修陵』の『悪評』三十七頁。
- (24) 拙稿『文久の修陵』の『悪評』三十七～八頁。
- (25) 岡谷繁賢編『戸田忠至略譜稿』秋元興朝「緒言」（明治十九年十二月）（東京大学史料編纂所所蔵）四丁。
- (26) 文久の修陵に携わる以前の戸田忠至については、拙稿「間瀬和三郎と戸田家―『文久の修陵』以前―」（調布学園女子短期大学『調布日本文化』第六号、平成八年三月）を参照。
- (27) 原島陽一・松尾正人著「史料紹介岡谷文書―幕末・明治書翰類（一）」（国文学研究資料館史料館『史料館研究紀要』（第二十四号、平成五年三月））所収（三二一～五頁）。
- (28) 拙稿『文久の修陵』の『悪評』三十九頁。
- (29) すでにみた「山陵修補誹謗につき献言」中にある正親町三条実愛と宇都宮藩との関係を説明する文言。拙稿『文久の修陵』の『悪評』三十二頁、また同稿註（16）参照（四十六頁）。

域の人びととの交流に熱心であったとの指摘もある（鎌田道隆著「江戸時代の南都奉行所と法隆寺」〔奈良大学史学会『奈良史学』第二十五号、二〇〇八年一月〕の「五南都奉行の参詣と巡見」〔十六〜十九頁〕が、ここでは、文久三年当時奈良奉行所が直面している神武天皇陵御修復との関連に絞って論を進めることにしたい。

(10) 前稿A、七十六頁。

(11) 事実関係の誤謬を取上げて指摘すれば、谷森善臣は「幕府側からの山陵学者」ではない。

(12) この「決心」がいつのことかは大いに興味がある問題であるが、すでに前稿Aでみた通り、文久三年正月二十二日に帰京の命を山陵奉行戸田忠至から受けている（前稿A七十八頁）のでそれ以前ということは言えようが、それ以外には手掛りがない。

(13) 長嶋著「随想宇都宮藩士山陵修補事業と考古資料」一五七頁。

(14) 前稿B、四十二〜五十二頁。

(15) なお、『さくら市ミュージアム―荒井寛方記念館―開館20周年記念特別展郷土の人物シリーズⅢ地域学の先達長嶋元重展』（さくら市ミュージアム―荒井寛方記念館―、二〇一三年九月）には、御修復の際に出土したとみられる「神武陵出土古式土師器古墳時代前期個人蔵」の写真が掲載されている（五十四頁）。その説明には次のようにある。

長嶋家の家伝では戊辰戦争時に六石（引用註、縣勇記）が隠し、その後に行方不明になったものが、長嶋の祖父佳樹により偶然発見されたという。

長嶋はこの土師器を古墳時代前期のものだと推定している。

(16) 前日の七月七日条は節供で普請も休みであったようであり、『序攬』七月七日条には普請に関する記述はない。従って、この「前同断」とは七月六日条（史料五）の「○山陵懸り出役」の項を指すものと考えられる。

(17) 例えば、松葉好太郎編纂『山陵上』（山陵崇敬会、大正十四年七月）の「雄略天皇丹比高鷲原陵」の項に「元治元年、館林藩主秋元志朝、地其ノ所領タルノ故以テ、請ヒテ修治ス」（六十頁）とある。

(18) 松井元儀編『文久度山陵修補綱要』（宮内庁書陵部所蔵）に、文久二年十二月に老中から伝奏、京都所司代から伝奏へ達せられた「御書付」として以下の記述がある。

山陵御普請御用戸田越^忠前守江申付候処、

雄略帝御陵^者河内国丹北郡島泉村地内ニテ秋元^{志朝}但馬守（原頭註、「秋元家ハ上野国館林ノ城主ナリ」）領内ニ被為在候付、同人手ニテ普

請被申付候旨ニハ候へ共、元来右普請之義ハ尊大之義古法ヲ失ヒ候^者。叡慮御不本意ニ候間、武辺之手計^ニ御修復ハ難相成、聊^ニ

も古形不失様被遊度、第一

もちろん神武天皇陵について考えるためには、実体としての神武天皇陵を説明するだけでは足りない。信仰の対象としての、政治的な象徴としての神武天皇陵の解明も当然重要である。この『序攬』には、本稿で取り上げた箇所以降にも、そのような神武天皇陵を紐解くための記述が続くのである。

それにしても、神武天皇陵御修復における「土木」「石」についてのより深い探求がまずは何よりも求められる。神保家はどこから「土木」を調達したのか、その「土木」はどのように活用されたか、「石」は神武天皇陵のどこにどのよう
に積まれたのか、そして現在ではその「石」はどのような姿でいるのか。また一言付け加えれば、当時の工法に直接関わる事柄については、『序攬』のみに拠っては説明できない事も多い。それに取り組むためにも、なお『序攬』の記述の多
角的な検討を進めてゆくことにしたい。

註

- (1) 川路聖謨の奈良奉行補任は弘化三年正月十一日、退任は嘉永四年六月二十四日。典拠は、「付表1歴代奈良奉行」(奈良市史編集
審議会編集『奈良市史通史三』(吉川弘文館、昭和六十三年二月)所収)二頁。
- (2) 山岡景恭の奈良奉行補任は文久二年閏八月十五日、退任は慶応元年十月十七日。典拠は註(1)に同じ。
- (3) さらに言えば、川路聖謨の主張した神武天皇陵の所在地は元禄の修陵で幕府が決定した神武天皇陵、つまり文久の修陵における
綏靖天皇陵(奈良県橿原市四条町)であった(吉田著「奈良奉行川路聖謨が見た幕末大和の被差別民」三十〜四頁)。文久の修陵に
おける神武天皇陵の所在地の議論に、川路聖謨が関与したのでも、することができたのでもない。
- (4) 前稿B、五十八〜九頁。
- (5) 前稿B、六十五頁。
- (6) 前稿B、六十五〜六頁。
- (7) 前稿B、六十六頁。
- (8) 前稿B、六十六〜七頁。
- (9) なお一般に、奈良奉行所の与力・同心等は、新任の奈良奉行の領内巡見等を円滑に進めるために、日頃から領内の寺社等や各地

があり、夕七ツ時に帰宅した。

ここに『序攬』の視点は南都（奈良）に移る。

十一、南都にて

史料十三、文久三年七月十四日条「御陵御普請かわりなき旨申し聞かせ置く」

五ツ半時比出勤 羽田謙左衛門同半之丞橋本彦兵衛江御陵御普請之次第其外相替義無之旨申聞置候事

南都帰着の日、中條良歳は五ツ半に「出勤」し、羽田謙右衛門・同半之丞・橋本彦兵衛に、神武天皇陵の普請がかわりなく進んでいる旨を申し聞かせたことを記す。

おわりに

本稿では、奈良奉行所の与力等による「参詣」等や山陵奉行戸田忠至からの「中元御祝義金三百疋」をめぐる多くの紙幅を割いたが、考えてもみれば、最も記事の量も多く、そして最も本質を突いた記事は、実は、「土木」や「石」の記事であろう。それはまさに、神武天皇陵のほとんど総ての部分が「土木」や「石」によつて構成されていることの正確な表現でもある。どのようにして「土木」が調達され、どのようにして「石」が切り出され、どのようにしてその「石」が運搬され、そして誰がどのようにしてこの「御修復」を担ったのか。これらのことを明らかにせずに、実体としての神武天皇陵は説明されるべくもない。

十、「石」⑤、「土木」⑤

史料十二、文久三年七月十三日条「戌亥・辰巳・未申の普請」

○戌亥角五十 東 土木半分入 剩

辰巳角^{八口}■同断 北口 二本斗残

未申角五ツ 南 半分入

西 同断

○御普請懸り 出役 黒瀬敬助

交代 新民作

久保千代之助 松井良助

窪田市右衛門 林藤左衛門

御修復の進行を記す。ただし、「土木」との文言はみえるものの、「石」についての確たる記載はない。「未申角五ツ」等とあるのが「石」を表している記載かと思われる。

山陵奉行方（「御普請懸」）については、ここでもよく記録されている。

史料十二の右の引用に続く部分には、以下のような事柄が記されている。十二日夕に林藤左衛門が今井町帰着、十三日四ツ時比に中條良蔵が旅宿四条屋太右衛門方を発足し、「金五十疋」を「中元祝義」として遣わし、今井町にて絵図料金二百疋を嘉右衛門へ渡し、おつて不足勘定をする積りであるとし、八ツ半時に南都奉行所に着いて「御居間」にて「御達」

正親町家は戸田家とは「格段の統柄²⁰」とされ、事実戸田忠至は上方での活動にあたって、正親町実愛を常に頼っていた。その正親町実愛が戸田忠至に対して、「悪評」については必ず「懸念」には及ばないと慰めるかのように述べるのである。「悪評」と行賞の間に戸田忠至はあつた。そのことと「中元御祝義金三百疋」は無関係ではない。^(補註)

九、「中元御祝義」につき挨拶、御普請詰所図面

史料十一、文久三年七月十二日条「山陵御普請所懸より中元御祝義旅宿へ挨拶、御普請詰所図面」

○山陵御普請懸り旅宿^江前段中元御祝儀被下候為挨拶、中條良蔵同道二人とも罷越之事

○同懸り出役黒瀬啓助 昼比^五 久保千代之助相詰□居事

小林仙三

○同林藤左衛門^者南都表へ出役ニ付不参之事

○御普請詰所之図面黒瀬啓介より被差出候事

同日条の記述は前日(十一日)条の記述の後を承けた内容が多い。

一番目と二番目は、山陵奉行からの「中元御祝義」を下された「挨拶」のために中條良蔵らが「山陵御普請懸り旅宿」へ赴いたこと、その際誰がいたかについての記述である。

三番目は、林藤左衛門が奈良(「南都表」)に出ていて不在であったことを記すが、これは前日条にもみえている。

四番目には「御普請詰所之図面」が黒瀬啓介から差し出されたことを記す。

からの批判を読み取ることができ。

山陵御修補の義元々水府にて荒方取調に相成候処、勇記より奸謀を以て引込候趣にて、水府藩甚立服私身分にも拘り候杯の風説有之、右を此方の者共聞込、尚又彼是議し候趣にて、畢竟君公を踏台に致し右功を奪ひ取候杯申触、水府の手に為触候ては不相成此方の人にて可致殺害の形勢風聞御座候旨²³

「奸謀」「立腹」、また「殺害」とはこれ以上はない直接的な文言である。しかもこの文久三年六月四日にはすでに神武天皇陵御修復も進み、奈良奉行所の与力も「詰切」になっている。その当時における「奸謀」「立腹」であり「殺害」である。

同じ史料はさらに、武田耕雲斎から水戸藩内の様子を知らせる「挨拶」が引用されている。次の通りである。

山陵修補の義は兼々申述候通誠に御美事にて、拙藩杯俱に奉賀事に御座候、もし山陵修補の義を何とか申者有之候は、嫉心生じ候義にて御座候、拙藩之者杯は俱に賀し候共何共申者は無之、万一申者有之候は前段の通嫉妬よる起り候義、武門の恥辱に御座候間御疑念御修補成、天朝を奉慰候様にとの挨拶に御座候²⁴

ここでは武田耕雲斎の言によつて「嫉心」「嫉妬」と述べられてはいるが、その内実は先にみた通りのものである。

それでは、この間における戸田忠至への行賞はどのようなものであつたのであろうか。文久二年九月二十九日には幕府より諸大夫格、同年十月二十二日には幕府より山陵奉行、文久三年正月二十一日には従五位下、大和守、二百人扶持となっている。文久の修陵に携わる前の戸田忠至は、藩主戸田家の生れながら家老間瀬家の家督を相続しており、身分としてはあくまで宇都宮藩の家老に過ぎなかつた。それを考えてみれば、まさに異例の大出世であつた。²⁵

戸田忠至への非難はその後も決して終わらない。次に文久三年六月四日「山陵修補悪評につき返書」（正親町三条実愛↓戸田忠至²⁷）から引く。

山陵御用悪評等可有之哉、御配慮之趣早々内々承合、先便粗致啓上置候通必御懸念ニハ及び申間敷候処²⁶

著者はすでにこのような問題に注目して、『文久の修陵』の『悪評』（地方史研究協議会『地方史研究』第五十巻第五号〔通巻第二八七号〕、二〇〇〇年十月）を著し、これらの『悪評』について論じた。詳しくは同論文を参照願う他はないが、そうであれば山陵奉行戸田忠至としては、御修復の完璧を期して関連先には配慮を怠らないことが肝要と考えるであろう。ここでみた「中元御祝義金三百疋」をその延長として捉えることは、決して不自然ではない。以下、右の拙稿の要旨を振り返りつつこの点について考えることにしたい。

まず焦点をあてなければならぬのは、戸田忠至に対する非難の中でも、本稿で取り上げている文久三年七月までの戸田忠至に対する非難である。右記の拙稿では四点の史料を取り上げたが、その内の三点までが文久三年七月以前のものである。以下この三点の史料について順に簡単にみることにしたい。

まずは、「山陵修補誹謗につき獻言」²⁰である。年代は欠けているものの文久二年閏八月の「山陵修補の建白」直後のものであり、また、差出人・宛名をともに欠くが宇都宮藩士から戸田忠至に宛てられた書翰とみてよい。ここには、「御陵一件」について次のように述べられている。

小人奸吏より伺候へば如何歟可評、或は美名を仮りて賞を貪る巧なり、或は事に托して金錢を利する計略なるのと彼是誹謗可致、総て人の功作を嫉妬して盛事を妨候は、小人奸吏の常態に候へば、聊も手抜過失等有之候は、忽其虚に乘じ、如何様の妨可致も難計²¹

「小人奸吏」による「美名を仮りて賞を貪る巧」「事に托して金錢を利する計略」の言、また、「聊も手抜過失等有之候は、忽其虚に乘じ、如何様の妨可致も難計」との観測は、痛切な危機感を戸田忠至に抱かしめるに充分であったに違いない。

次は、文久三年三月二日「山陵修補君公を踏台他等の論につき書翰」（戸田忠至↓中島薫九郎²²）である。中島薫九郎は、戸田忠至夫人の弟で宇都宮藩の重役である。この時点では、すでに孝明天皇の「御沙汰」によって神武天皇陵はミサンザイに決定されている。次の引用からは、宇都宮藩が山陵修補を行なうことについての水戸藩による批判や、宇都宮藩内部

されたことを記す。

次は、副田元右衛門が交代するので引き渡しのため藤田弥太郎が同道して御普請所に罷り越した。その際、明日の十二日か明後日の十三日に「石出之御場所」を見分に兩人が罷り越すが、盆休みなので十七日に藤田弥太郎が御普請場に相詰める積りなので申し談ずる、という内容である。

三番目は、「石」等に関する記述として史料八に続くものである。「戌亥角」に「都合石数四十」と、「辰巳角」に「都合四十」となったことを記すものである。

四番目は「御陵御普請所之絵図」についての記事である。ここに記されている「御普請懸り黒瀬敬助 小林仙三 久保千代之助」は山陵奉行方であるから、『序攬』、つまり奈良奉行方からすれば、「御陵御普請所之絵図」が山陵奉行方から差し出された旨の記事ということになる。

五番目は、林藤左衛門が奈良に出立する記事である。

最後の条は、山陵奉行戸田忠至が「中元御祝義金」として「三百疋」を下されたという記事である。戸田忠至から直接受け取るのではないであろう上に、その記述は簡潔であり特段眼を引くものではないかのようなのである。しかも「中元」としてということならば、季節的な贈答慣行という見方もできる。事実、『序攬』にも「中元御祝義」についての記事は散見される。

しかし他方、この「中元御祝義金三百疋」の裏面には、戸田忠至の鬱屈した心情があると見る見方もまたあり得る。

というのも、この「文久の修陵」は一面では大いに評判が悪いものであった。もちろんこの山陵修補は歴代天皇の遺骸が眠るとされる墓所をそれに相応しく整備するものであつて、その点では勤王の志の直截な表現として称えられて然るべきであるし、事実そのような評価は存した。しかしそのような評価は、それを企画・立案し実行する者が得るであろう行賞等にまで見通しが及んだ時、時を置かずに「悪評」「誹謗」「計略」「立腹」等といったいわば非難に転じてしまうのである。

八、「土木」④、「石」④、山陵奉行より「中元御祝義金三百疋」

史料十、文久三年七月十一日条「神保家より土木・松木献納、副田元右衛門・藤田弥太郎交代並十二日・十三日兩人石出の場所見分、戌亥・辰巳角の石数、御陵御普請所絵図、戸田様より御祝義中元金金百疋」

○献納

神保家出役

土木 廿七本

吉川周治郎

松木 二百四十九本

○副田元右衛門義交代ニ付為引渡藤田弥太郎同道御普請所江被罷越候、其節明十二日明後十三日^者石出之御場所見分ニ兩人共被罷越、盆中休ニ付十七日ニ藤田弥太郎御普請場江被相詰候積申談置之事

○戌亥角 都合石数四十

辰巳角 都合同四十

○御普請懸り 黒瀬敬助 小林仙三

昼比古
久保千代之助

○御陵御普請所之絵図一枚黒瀬敬助より被差出之事

(略)

○林藤左衛門今日発足南都表江被罷越之事

○戸田様ち為中元御祝義金三百疋被下候事

一番目は、「土木」等の記事として史料七に続くものである。神保家より「土木」二十七本と「松木」二四九本が「献納」

○桜井村庄屋四郎兵衛義、源井源太左衛門之書状持参及開封候処、来ル十二日桜井道筋大市ニ付石運送方之義ニ付内談申越ス

右源太左衛門より申越之趣林藤左衛門江申聞置、桜井村役人共右明後十二日者桜井大市ニ而商人其外とも群集ニ付、双方怪我無之様取締方勘弁之義為相願之處、右道筋□□来十二日破損所造作ニ取懸リ候付、牛車往来無之旨被申渡候段、右村庄屋四郎兵衛申出ル、林藤左衛門義も佐々倉権左衛門を以被申越候間、其段源井源太左衛門江返書遣之事

これは桜井村庄屋の四郎兵衛が、源井源太左衛門からの書状を持参したので開封したところ、来る十二日に「桜井道筋大市」で「石運送方」について「内談」を申し越している。その申し越しの内容は、桜井村の役人共が明後日（十二日）の「桜井大市」で「商人」その他が多く集まるので「双方」にけが人がでないように取り締りについて宜しく取り計いを願いたい、というものであった。この道筋（不明）来る十二日は破損した箇所の手入れにかかるため「牛車」の往来は無い旨申し渡したことを、桜井村庄屋四郎兵衛が申し出、林藤左衛門も佐々倉権左衛門に申し越されたので、その旨を源井源太左衛門へ返書を遣わした、という内容である。

ここでは、「桜井大市」での「群集」の「双方怪我無之様取締」が大きな問題となつているが、当日は「牛車往来」がないことが判明することによつて事態が解決したことは注目される。つまり、神武天皇陵御修復には欠かすことができない「牛車」による「石」の運搬は、地元に大きな影響を与えていたと考えられるのである。ただし、それが交通の上での問題なのか、それとも他の事柄による問題によるものなのかについてはここで速断することはできない。

反映されているとみることができ。

三番目には、「秋元但馬守家来」が神武天皇陵御修復の「様子」を「内々」に「拝見」する積りであることを林藤左衛門から聞き、これを「承」つたという記事である。

ここで、「秋元但馬守」について若干述べることにしたい。この「秋元但馬守」は上野国館林藩主秋元志朝で、雄略天皇陵（河内国丹南郡島泉村、大阪府羽曳野市島泉）が館林藩領にあつた由縁がある。それによつて館林藩は自領内の雄略天皇の修補を幕府に願ひ出たものの自ら普請を差配することは許されず、人員・資金・資材の提供に限つて許可された。もつとも、雄略天皇陵が修補に着手されたのが元治元年二月、落成したのが同年十一月であるから、ここにみえる「秋元但馬守家来御陵所御普請の様子内々為心得拝見」というのは、来るべき自領内の雄略天皇陵修補の人員等の提供の為の準備と位置付けられるのであろう。

四番目について述べる。副田元右衛門からの書状を開封したところ、次のようであつた。自分（副田元右衛門）と代つた藤田弥太郎が、明日十日に八木村着の積りとの先触れがただ今着いたが、この旅宿の件は今井町で差し支えがないか伺ひ申し上げる。もつとも八木村の役人が罷り出ているので、今井方で差し支えるのなら八木村に仰せ付けられると存じているのでよろしく頼みたい、ということであつた。このような次第であるから今井町役人共に申すに付き再三取り調べさせたが役立つような旅宿はないので、書き付けとして（これを）副田元右衛門へ佐々倉権右衛門をもつて差し出させた。以上がおよその内容である。奈良奉行方の宿所をめぐるやり取りとみてよいであらう。

七、石運送方内談

史料九、文久三年七月十日条「十二日に桜井道筋大市にて石運送方内談につき書状」

堀辰巳方九ツ、戌亥方大石十積有之（略）

昼

○四ツ時比ち雨強相成職業難致ニ付相止候間、引取呉候様林藤左衛門五久保千代之助を以被申聞候ニ付引取候事

○秋元但馬守家来

御陵所御普請之様子内々為心得拜見ニ罷出候旨林藤左衛門へ被申聞候由側ニ承候事

同日八ツ時頃

○副田元右衛門より書状到来及開封候処

然者私代り合藤田弥太郎義明十日八木村着之積先触只今到来致候、右旅宿之義今井町村ニ差支無之哉相伺申候、尤八

木村役人罷出候間、今井之方差支候ハ、八木村江被 仰付義与奉存候、宜奉頼候

右次第今井町役人共江申付再三為取調候得者用立候旅宿無之ニ付、書付致し副田元右衛門へ佐々倉権右衛門を以為差出候事

七月九日条は、神武天皇陵修復関連に限つても四つの記事にわたる。

第一は、「石」等に関する記事として史料七に続くものである。「堀」に大石が「辰巳方」に九、「戌亥方」に十積まれたことを記す。

次には、強雨によつて仕事（「職業」）を休むという記事である。同じく「雨」についての記事はすでに史料二にみた。その際には、雨による「引取」の願がまず「職人共」から山陵奉行の側になされたことを指摘した上で、日常的な「職人共」への直接の指図は山陵奉行方によつてなされていたのであろうと述べた。この史料八においても、「職業」の「引取」は山陵奉行方から奈良奉行方に連絡があつた。この順序には、御修復における奈良奉行方と山陵奉行方の役割分担がよく

五、「土木」③、「石」②

史料七、文久三年七月八日条「神保家より土木二十本献納」「大石堀へ入る」

○土木 献納

甘本

松本甘本

吉川周治郎

神保家出役

同日

○朝大石五ツ堀へ入ル

山陵懸り出役

又三ツ

前同断^④

戌亥角二六ツ

史料七の前段は「土木」等に関する記事として史料四に、同じく後段は「石」等に関する記事として史料二に続くものである。前段は神保家より「土木」二十本と「松木」二十本が「献納」されたことを、後段は朝「大石」が「五ツ」「又三ツ」「堀」に入り、また「戌亥角」に「六ツ」入ったことを記す。

六、「石」③、「雨」②、秋元但馬守家来罷出

史料八、文久三年七月九日条「堀に大石積、雨強に付職業休み、秋元但馬守家来御陵所御普請の様子内々拝見に付承候事、藤田弥太郎明十日八木村着に付旅宿の義に付書状到来」

みながら腰をおろし煙草を一服していたとき、眼前に小高い地ぶくれがかすかに形となつて見えてきたので陵墓の跡と決心した¹²。しかし、それならここから古代の証拠物が出ないとどんな難題も起される恐れもある。そうなれば山陵修補発案者の自分も切腹を覚悟しなければと真剣に考えた」という悲壮な話を聞かされたのは少年のころであつた。¹³

ここから読み取ることができるのは、ミサンザイ（あるいは神武田。以下ではこの註記を略する）といわれる該地が確かに神武天皇陵なのかと悩む縣勇記の鬱々たる心中である。いくら谷森善臣らの学者が文献をもとに神武天皇陵はここだといつても、山陵修補の現場にある者にとつては、「古代の証拠物」は、常に求められ続けてきたものではないか。そのことは、前稿Bの「四、『立会』と出土品¹⁴」で詳述した神武天皇陵からの種々の出土品についてみても同様である。それら出土品は祭祀に用いた古代の品として孝明天皇の御覽に供せられ、後には神武天皇陵御修復の竣功を記念する石碑とともに陵域内に埋納されるとともに、一部は関係者に伝えられた¹⁵。

このことを単なる考古趣味の発露と見做してしまつては、事の本質を見誤ることになる。そうではなく、ミサンザイが確かに神武天皇陵であることの眼に見える形での証を求めようとする指向性、言い換えれば、自ら成し遂げようとしていくことについての正統性の保証を求めようとする動向のひとつとして捉えられなければならない。

これを前提に史料六にある「笛吹神祠」「不動寺」への「参詣」を見直すと、これらは総じて、訪問先と神武天皇あるいは神武天皇陵との何らかの由縁があるのかないのかを確認しようとするための業務の一環として位置付けることができるであろう。確かに、『序攬』は奈良奉行所与力による記録であり、一方右にみた縣勇記は山陵奉行方である。それぞれ神武天皇陵御修復に当つての立場の違いはある。またこの両者には、神武天皇陵御修復についての思惑の違いもなかつたとは限らない。しかし、ミサンザイが確かに神武天皇陵であることの具体的な証を求めようとすることそのものについては、奈良奉行所方であると山陵奉行方であるとを問わず、大きな関心事であつたのは確かであつたであろう。

に抛る限り確定できない。また、経路をこと細かく記したことは興味深い。往路と復路とは異なった道を通っている。

この「笛吹山神祠」「上ノ坊」「不動寺」行きが「休日」になされたからといって、安易に物見遊山等に結び付けて捉えられてはならない。そうではなく、恐らくは目下進行中の神武天皇陵御修復に関連してのことであつたと考えられる。

というのもこのような周辺寺社名所等への出張は、前稿Bでみた『庁攬』文久三年六月条に限つても、「大久保村」（檀原市大久保町）にあるという「神武社」に「参詣」し（『庁攬』六月二十日条⁵）、「雲梯村」（檀原市雲梯町）の「大坪カワ原又は官家屋敷家畑官字藪」を見てそこが「古の官跡の由申伝候」と同村の助七から聞き（『庁攬』六月二十六日条⁶）、忌部村（檀原市忌部町）の「太玉命社（天太玉命神社）」の「縁起三卷」を同村助七が所蔵するのを持参させて見（『庁攬』六月二十八日条⁷）、さらに、「畝傍山社前神式」である埴口神事について『庁攬』に書きこんでいる（『庁攬』六月二十九日条⁸）のである。ここでみている史料六を含めて、これらが物見遊山などではなく、神武天皇陵御修復に関わる業務の一環であつたことは確実である。

それでは、これらの「参詣」等は何のためになされたのであろうか。以下、しばらくこの問題について考えることにしたい。⁹

そのためには、前稿Bでも引いた長嶋元重著「随想宇都宮藩士山陵修補事業と考古資料―神武陵内埋没碑全文および神武陵出土土師器―」（『栃木県考古学会誌』第十七集、一九九五年七月、栃木県考古学会）が良い示唆を与えてくれると思われる。同論文の著者長嶋元重氏は、前稿Aでみた縣勇記（信緝、六石）の曾孫である。次の通りである。

幕府側からの山陵学者・谷森善臣¹⁰は前述の通りミサンザイ説を力説したので宇都宮藩も同調した。責任者の六石はミサンザイと決定するからには文献考証ばかりでなく、実証する資料がないものかと悩んだ。決着が急速に迫ってくる。政治的な決定になつていった。この時の様子を六石の三男佳樹信陰（筆者〔引用註、同論文の著者長嶋元重氏〕の祖父）からの伝えでは、「亡父は荒野のミサンザイにたたずみ思案にふけりながらめざす神武陵は果してここであいのかと悩

今井旅宿⁵ 朝五半時発足
五井 雲梯 新堂

田井 三倉堂 道穂 新庄 山田 笛吹 馬場○
○平岡 寺口

山口△

△梅室 俱戸羅之内
清瀧山 不動寺^{江着} 昼九ツ時

午ノ刻

同寺も帰路 不動寺発足 昼八ツ時未上刻

南方ニホ、一ツ丘アリ

俱戸羅之内

山崎松本

葛城川ヲ渡ル

山開 小林

俱戸羅

御所

北十楚

柳原 北根成柿

袴坊城

一力田

戸毛川筋渡ル

雲梯

五井 今井町 旅宿 暮六時帰着

ここには引用しなかったが、七月七日条の劈頭には「休日」とある。この日が七夕の節句にあたる事からの記載であるが、御修復も休みであったのであろう、当日条は、「笛吹山神祠」とその麓にある「上ノ坊」、そして「不動寺」を訪れた記録である。奈良奉行方による「参詣」であったことは確かであろうが、では、具体的に誰が行ったのかということとは本文中

○山陵懸り出役

朝 林藤左衛門

昼 黒瀬敬助

小林仙三

久保千代之助

史料四・五は、「土木」等の記事として史料三に続くものである。ここにみえる「神保家献納」というのは、神武天皇陵が神保山城守相徳の領内に営まれた由縁によつて、神武天皇陵御修復に神保家が「土木」「松木」を献上したことを示す。前稿Bの「六、木材と石の献納・調達」においても神保家による「献納」については触れたが、ここでは、「土木甘本」（四日条）・「土木十八本」「松木九十四本」（六日条）の献納について記す。この神保家による献納はこの後も継続することになる。なお、林藤左衛門については既に指摘したが、史料五（六日条）にみえる小林仙三・黒瀬敬助・久保千代之助も山陵奉行方である。

四、「笛吹神祠」等へ「参詣」

史料六、文久三年七月七日条「笛吹神祠・不動寺に参詣等」

忍海郡

○笛吹山 笛吹神祠へ参詣、右社之麓ニ上ノ坊と称シ寺あり、笛吹村十四ヶ村祭典

○戒那山 有ニ瀑布三ツ、但瀑布より四丁斗下ノ方ニ不動寺といふあり、清瀧山と称ス

高市郡今井より不動寺迄二里半

右者葛上郡具戸羅村の西の方ニ当る、尤罷越候道筋

つまり山陵奉行の側に対してであつた。そしてそれを「聞濟」したのも「御普請懸り」であり、奈良奉行方にはその結果が伝えられたということであつた。「職人共」への日常的な直接の指図等は山陵奉行方によつてなされていたことを窺わせる一例である。

史料三の前段は、「土木」等に関する記事として史料二に続くものである。ただし、「土木伏せ込」についてその詳細を明らかにすることはできない。史料三の後段は、当日の「山陵懸り」が前日と同じだつたことを記したものである。

三、「土木」②

史料四、文久三年七月四日条「神保家献納土木二十本改め」

神保家献納

○土木廿本 林藤左衛門与立合改ル

右同家 出役 吉川周治郎

史料五、文久三年七月六日条「神保家献納土木十八本立合改め」

○土木十八本 松木九十四本

右献納 神保家出役

吉川周治郎

立合マ改 林藤左衛門

小林仙三

二、「土木」①、「石」①、「雨」①

史料二、文久三年七月二日条「土木入につき立会、桜川石垣八間出来」

○今日も堀之土木入ニ付林藤左衛門与立会および之事
南北
側へ

(略)

○桜川石垣八間ツミ今日出来有之事

○同日九ツ半時比より雨降出シ八ツ時比少々強相成候付、職人共より御普請懸りへ相願聞濟之旨林藤左衛門義下役を以被申聞ニ付、引取候事

史料三、文久三年七月三日条「今日より土木伏せ込」

○今日も土木伏せ込

○山陵懸り出役前同断

まず史料二の「堀之土木入」について、「林藤左衛門与立会」とある点が注目される。『序攬』は奈良奉行所与力による手控であるが、この「堀之土木入」については山陵奉行戸田大和守配下の林藤左衛門とともに「立会」をしたのである。また「桜川石垣八間ツミ今日出来有之事」とあるが、「石」に関する記事は以降頻出する。

次に、雨による「職人共」の「引取」についてみる。「職人共」が雨による「引取」を願ったのは、「御普請懸り」、

民」(奈良県立同和問題関係史料センター『研究紀要』第十二号、平成十八年三月)については前稿A・Bでは触れ得なかったので、ここでみることにしたい。

同論文の「二、川路聖謨が見た大和・奈良」の「③神武陵の比定作業」は、奈良奉行川路聖謨による神武天皇陵の所在地に関する著述について、特に本居宣長の説への批判に注目して述べたものである。これを、本稿で取り上げる奈良奉行山岡景恭の場合と比較すると、山岡景恭の奈良奉行着任時にはすでに神武天皇陵の場所は決定されていたのであり、山岡景恭にとつての神武天皇陵をめぐる問題は、当然神武天皇陵の場所をめぐる事柄ではあり得ず、山岡奉行あるいは京都所司代との関係における神武天皇陵御修復の具体的な施工の管理にもはや限られていたことが、大きな特徴であると言ふことができよう。同じく奈良奉行として神武天皇陵と関わったこの両者であるが、当面する事柄は自ずから基本的異なるものであった。

一、奈良奉行の見廻り日程問合せ

史料一、文久三年七月一日条「六月二十九日附にて奉行普請所見廻りの日程問い合わせにつき御用状差出す」

○昨廿九日附^ニ而同日夕羽田源左衛門羽田半之丞橋本喜久右衛門^並御用状差出す、但右者御奉行御普請所御見廻之義、来ル十日前^ニ候哉又者益後^ニ相成可申哉、心得^ニ尋遣之事、但今夕七半時比右返書到来いたし候事

ここには、六月二十九日付で羽田源左衛門・羽田半之丞・橋本喜久右衛門へ「御用状」を差出して、奈良奉行山岡景恭が「御普請所」、つまり神武天皇陵への「御見廻」の日程を問い合わせたことが記されている。その内容は、七月十日前かそれとも益の後かとの見通しについて訊ねたものである。

神武天皇陵御修復と戸田忠至「中元御祝義金三百疋」

—『序攬』文久三年七月条より—

はじめに

外池 昇

著者はすでに、「中条良蔵『序攬』にみえる神武天皇陵修補の発端」（成城大学民俗学研究所『民俗学研究所紀要』第三十七集、平成二十五年三月）（以下、前稿Aという）と『序攬』にみる神武天皇陵御修復—文久三年六月の『立会附切』—」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第三十輯（平成二十六年三月）（以下、前稿Bという）を著し、奈良奉行所与力中條良蔵による手控である『序攬』（奈良県立図書館所蔵）に拠りつつ稿を重ねながら、文久の修陵における神武天皇陵御修復の実態を明らかにすることを目論んだ。なお、前稿Aでは『序攬』から文久三年正月から同年五月の、そして前稿Bではそれに続く同年六月の記述について扱った。そこで本稿では、この二本の前稿の後を承けて『序攬』の文久三年七月の記述から一部を取り上げることにした。

標題に掲げた山陵奉行戸田忠至による「中元御祝義金三百疋」は、本論文における『序攬』の範囲で最も印象深い文言ではあるが、これに限らず神武天皇陵御修復に関する記述を網羅的にみてゆくことは勿論である。

なお、奈良奉行と神武天皇陵との関連をめぐる研究として、吉田栄治郎著「奈良奉行川路聖謨が見た幕末大和の被差別